

「ケアコート武蔵野」運営規程

第1章 施設の目的及び運営

(目的)

第1条 この規定は、当施設の指定介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業所の運営について必要な事項を定め、事業の適正かつ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、また、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定居宅サービス及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守し、利用者の意思及び人格を尊重し生活の安定及び生活の充実、並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 当施設の指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2 当施設の指定短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

3 当施設の指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者が可能な限りその居住において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員)

第3条 当施設は、介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定居宅サービス及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に示された所定の職員を配置するものとする。

但し、法令に基づき兼務することができるものとする。

(1) 施設長	1名	(常勤 1名	非常勤 0名)
(2) 医師	1名以上	(常勤 0名	非常勤 1名以上)
(3) 生活相談員	1名以上	(常勤 1名以上	非常勤 0名)
(4) 介護職員	24名以上	(常勤 24名以上	非常勤 10名以下)
(5) 看護職員	3名以上	(常勤 1名以上	非常勤 5名以下)
(6) 栄養士	1名	(常勤 1名	非常勤 0名)
(7) 機能訓練指導員	0.2名以上	(常勤 1名以下	非常勤 1名以下)

- (8) 介護支援専門員 1名以上 (常勤 1名以上 非常勤 1名以下)
- (9) 事務員 2名以上 (常勤 2名以上 非常勤 2名以下)
- (10) 調理員 (外部の業者に調理業務を委託)

2 前項に定めるものの他必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職務)

第4条 職員は、当施設の目的を達成するため必要な職務を行う。

(1) 施設長は、施設の業務を統括する。

施設長に事故あるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。

(2) 医師は、利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。

(3) 生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画及び実施に関することに従事する。

(4) 介護職員は、利用者の日常生活介護、援助に従事する。

(5) 看護職員は、利用者の診察補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理に従事する。

(6) 栄養士は、献立作成、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等食事業務全般並びに利用者の栄養指導に従事する。

(7) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(8) 介護支援専門員は、施設サービス計画を作成する。

(9) 事務職員は、庶務及び会計事務に従事する。

第3章 利用定員

(定員)

第5条 当施設の指定介護老人福祉施設の入所定員は、72名とする。

2 当施設の指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の定員は、併設型8名、空床型7名とする。

(ユニット数及びユニットごとの入居定員)

第6条 ユニットの定員は8名定員が2ユニット、9名定員が6ユニット、10名定員が1ユニットの9ユニットとする。

第4章 利用者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(施設サービス計画・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護計画の作成)

第7条 介護支援専門員は、指定介護老人福祉施設の利用者について、サービスの内容等を記載した施設サービス計画の原案を作成し、利用者に対して説明の上同意を得るものとする。

2 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者については、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される場合に、短期入所生活介護計画の原案を作成し、それを利用者に対して説明の上同意を得るものとする。

(サービスの提供)

第8条 職員は、サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して、介護上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(入浴)

第9条 1週間に2回以上、入浴又は清拭を行う。但し、利用者に傷病があったり、伝染性の疾

患の疑いがあるなど、医師が入浴を適当でない判断する場合には、これを行わないことができる。

(排泄)

第10条 利用者の心身の状況に応じて、また利用者個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

(離床、着替え、整容等)

第11条 離床、着替え、整容等の介護を適宜行うものとする。

(食事の提供)

第12条 食事は、栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を配慮したものとする。

食事時間は概ね次のとおりとする。

- (1) 朝食 午前8時から
- (2) 昼食 午後0時から
- (3) 夕食 午後6時から

(送迎)

第13条 利用者の入所時及び退所時には、利用者の希望・状態により自宅まで送迎を行う。

但し、送迎を行う地域は原則として武蔵野市とするが、他市の場合も相談に応ずる。

(相談、援助)

第14条 職員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の適宜の供与等)

第15条 教養娯楽設備等を整え、レクリエーションを行うものとする。

2 利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについては、利用者及び家族において行うことが困難である場合は、その者の申し出、同意に基づき、所定の手続きにより代わって行うことができる。

(機能訓練)

第16条 利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うことができる。

(健康保持)

第17条 医師又は看護職員は、常に利用者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとする。

(利用者の入院期間中の取扱)

第18条 指定介護老人福祉施設の利用者が、入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所することができるようにしなければならない。

(緊急時の対応)

第19条 利用者は、身体の状態の急激な変化等で、緊急に職員の対応を必要とする状態になった場合は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができるものとする。

2 職員はナースコール等で利用者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行

うものとする。

- 3 利用者が、あらかじめ近親者等緊急連絡先を届けている場合は、医療機関への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行うものとする。

(利用料)

第 20 条 指定介護老人福祉施設の利用料金は、介護保険法で定める基準によるものとし、施設サービスにかかる費用の 1 割と第 42 条 (4) で定める居住費、食費及び日常生活等にかかる費用として利用料の合計額とする。

- 2 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用料金は、介護保険法で定める基準によるものとし、居宅介護サービス及び介護予サービスにかかる費用の 1 割と送迎に要する費用、第 42 条 (4) で定める居住費、食費及び日常生活等にかかる費用として利用料の合計額とする。
- 3 利用者が、特例居宅サービス費、特例介護予防サービス費、特例施設介護サービス費、高額介護サービス費、特例居宅支援サービス費、高額居宅介護支援サービス費を受給する場合や生活保護を受給する場合等、別途法令に定めがある場合は、それぞれの法令によるものとする。
- 4 利用料は、暦月によって、利用料の当月分の合計額を毎月支払うものとする。
- 5 利用者は、第 4 項による利用料を翌月末日までに支払うものとする。但し、利用終了に伴い月の途中で退所する場合には、残金を退所時に支払うものとする。
- 6 支払いは、銀行振込み（指定介護福祉施設利用の場合は、自動引き落としも可）または現金のいずれかの方法によるものとし、支払い方法は利用開始時に施設長と利用者で決定するものとする。

第 5 章 施設の利用にあたっての留意事項

(日課の尊重)

第 21 条 利用者は、健康と生活の安定のため施設長が定めた日課を尊重し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

(外出及び外泊)

第 22 条 利用者は、外出（短時間のものは除く）又は外泊しようとするときは、その都度、外出・外泊先、用件、施設への帰着する予定日時などを施設長に届け出るものとする。

(面会)

第 23 条 利用者は、外来者と面会しようとするときは、利用者又は外来者がその旨を施設長に届け出るものとする。施設長は特に必要があるときは、面会の場所や時間を指定することができるものとする。

(健康留意)

第 24 条 利用者は、努めて健康に留意するものとする。施設で行う健康診査は特別の理由がない限りこれを受診するものとする。

(衛生保持)

第 25 条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また施設に協力するものとする。

(施設内の禁止行為)

第 26 条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。

- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。

(虐待防止)

第 27 条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(身体拘束)

第 28 条 当施設は、利用者の身体拘束は行わない。但し、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、家族等に同意を受け身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(介護事故発生時の対応及び防止等)

第 29 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高いサービスを提供し、介護事故等を防止するため次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する
- (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(感染症及び食中毒の予防、まん延の防止等)

第 30 条 当施設は、感染症及び食中毒が発生し、まん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(褥瘡対策等)

第 31 条 当施設は、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための必要な措置を講じる体制を整備する。

第 6 章 非常災害対策

(災害、非常時への対応)

第 32 条 施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、防災設備、非常放送設備等非常・災害時に備えて必要な設備を設けるものとする。

- 2 施設は、消防法令に基づき、非常災害時に対して具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、避難等の総合訓練を年 2 回以上実施するものとする。
- 3 利用者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコールなど、最も適切な方法で、職員まで事態の発生を知らせるものとする。

(業務継続計画)

第 33 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(利用資格)

第 34 条 当施設の利用資格は、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設又は短期入所生活介護の利用の資格があり、当施設の利用を希望する者であって、入院治療を必要とせず、利用料等の負担ができる者及びその他法令により入所できる者とする。

(内容及び手続きの説明並びに同意、契約)

第 35 条 当施設の利用にあたっては、あらかじめ入所申込者及び身元引受人に対し、本運営規定の概要、職員の勤務の体制その他の重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得た上で利用契約書を締結するものとする。

(施設・設備)

第 36 条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が利用者と協議の上決定するものとする。

- 2 利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占用してはならないものとする。
- 3 施設・設備等の維持管理は職員が行うものとする。

(苦情処理)

第 37 条 利用者又は身元引受人は、提供されたサービス等について、苦情を申し出ることができる。その場合、施設は速やかに事実関係を調査し、その結果及び改善の必要性の有無並びに改善方法について利用者又は身元引受人に報告するものとする。なお、苦情申立窓口は別に定める「重要事項説明書」に記載されたとおりである。

(研修)

第 38 条 施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に

対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業員の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- 2 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第 39 条 職員は業務上知り得た利用者、その家族及び施設に関する秘密を保持する。

- 2 職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するものとする。

第 8 章 雑則

(委任)

第 40 条 この規定の施行上必要な細目については、施設長が別に定める。

(改正)

第 41 条 この規定を改正・廃止するときは、社会福祉法人正寛会理事会の議決を経るものとする。

附則

この運営規定は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この運営規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この運営規定は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この運営規定は、令和元年 10 月 1 日から施行する。(運営規定別紙を修正)

附則

この運営規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。(運営規定別紙を修正)

附則

この運営規定は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この運営規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。(運営規定別紙を修正)

附則

この運営規定は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。(運営規定別紙を修正)